

特定個人情報保護評価に係る第三者点検について

1 趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）」による社会保障・税番号（マイナンバー）制度が平成27年10月5日に施行された。

マイナンバー制度の運用に当たっては、特定個人情報を取扱う事務について、漏えいその他の事態の発生危険性及び影響を評価する特定個人情報保護評価（以下、「保護評価」という。）を実施することが番号法で義務付けられ、住民基本台帳に関する事務について、平成26年度に保護評価を実施して以降、定期的に見直しを行ってきた。

今般、特定個人情報保護評価書（以下、「保護評価書」という。）を公表した日から5年を経過する前に保護評価の再実施を行う必要があるため、区民等への意見聴取（パブリックコメント）手続きを経て、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会による第三者点検を実施する。

2 保護評価書の記載内容

（1）評価書の概要

ア 評価書名

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

イ 個人のプライバシー等の権利利益の宣言の保護の宣言

墨田区は住民基本台帳事務における特定個人情報事務ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

（2）基本情報

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

住民基本台帳に関する事務

イ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

（ア）個人を単位とする住民票を世帯ごとに構成し、住民基本台帳を作成する

（イ）転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、
削除又は記載の修正

（ウ）住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置

（エ）転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知

（オ）本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付

（カ）住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知

- (キ) 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会
- (ク) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更
- (ケ) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付
- (コ) 個人番号カード等を用いた本人確認
- ウ 対象人数
 - 30万人以上
- エ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - (ア) 既存住民基本台帳システム
 - (イ) 住民基本台帳ネットワークシステム
 - (ウ) 団体内統合宛名システム
 - (エ) 中間サーバー

(3) 特定個人情報ファイルの概要

- ア 住民基本台帳ファイル
 - (ア) 対象範囲：区域内の住民（消除者を含む）
 - (イ) 使用目的：
 - ・住民基本台帳ファイルの記載事項を随時更新
 - ・住民票等各種証明書の発行
 - ・本人確認情報を更新・管理・訂正のため、既存住基システムで検索する
- イ 本人確認情報ファイル
 - (ア) 対象範囲：区域内の住民（消除者を含む）
 - (イ) 使用目的：住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
- ウ 送付先情報ファイル
 - (ア) 対象範囲：区域内の住民
 - (イ) 使用目的：個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。

(4) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

各特定個人情報ファイルについて、目的外や不適切な方法による入手、目的を超えた情報の紐付けや権限のない者による不正な使用や提供におけるリスク対策を定めるとともに、従業員に対する教育・啓発について定めた。

3 保護評価書における変更点

(1) 重要な変更

全項目評価書 【変更箇所】 項番 1 3 7、1 4 7～1 5 3

(2) 法令改正による形式的な変更

全項目評価書 【変更箇所】 項番 1 3 8、1 4 4～1 4 6

(3) その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない変更

全項目評価書 【変更箇所】 項番 1 3 9～1 4 3

4 保護評価の経過

評価書見直し：令和 7 年 3 月実施

パブリックコメント実施：令和 7 年 3 月 2 7 日から同年 4 月 2 5 日まで（意見 0 件）